

1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

ア東日本大震災の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・代替えされることとなる被災償却資産が、平成 23 年度において一定以上の損害があることにより減免が適用された場合で、かつ代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ東日本大震災の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

(2) 取得期限

平成 23 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得又は改良されたもの

(3) 特例率

取得又は改良の翌年から 4 年度分に限り、課税標準額を 2 分の 1 に軽減します

（地方税法附則第 56 条第 12 項以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 東日本大震災に係る被災代替償却資産特例申告書 -----[様式 21-④]

(2) 代替償却資産対照表 -----[様式 21-⑤]

(3) 被災償却資産が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類（減免決定通知書(写)、更正通知書(写)等）

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（平成 23 年度償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等）

(5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等の処分したことがわかる書類(写)等）

※(3)は、塩竈市で償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。(4)及び(5)は、塩竈市で被災した償却資産について塩竈市でその代替償却資産を取得する方は提出不要です(その他必要に応じて添付書類の提出を求めることがあります。)

(6) その他

ア平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 11 日までの間に取得し、東日本大震災で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

イ代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

(7) 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

4 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の 1 月 31 日（償却資産申告書と併せて提出してください。）

5 提出先

償却資産申告書の提出先と同じです。

6 記載要領

(1) (申告者)住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者)氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(3) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

(4) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

(5) 平成 23 年度東日本大震災に係る減免適用状況

被災償却資産について、平成 23 年度に東日本大震災に係る減免申請を行っているかどうかを記載してください。また、塩竈市において減免が適用されている場合に限り、更正通知書の文書番号を記載してください。

原則、平成 23 年度に減免が適用されない損害（損害割合 19%以下）であった場合は、特例の対象とはなりません。

※ 必要に応じて被災償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。